## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
小野市	久保木町	令和3年1月23日	平成27年3月12日

## 1 対象地区の現状

	, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
①地区内の耕地面積		82ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		60ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		31ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	25.5ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0ha		
(備	清考)	•

- 注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」 欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

70歳以上の農業者が55%を占め、そのうち後継者がいない農業者は70%である。今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者がいない農業者の後継者の面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用については中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、	入作を希望する認定農業者や認定新
規就農者の受入れを促進することにより対応していく。	

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	水稲、WCS、黒大豆、小豆	10 ha	水稲、WCS、黒大豆、小豆	10 ha	久保木町
認農	В	水稲	5 ha	水稲	5 ha	久保木町
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計			15 ha		15 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我などの事情により営農の継続が困難となった場合に、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えが円滑に進むよう、農地中間管理事業の活用を検討する。
鳥獣被害防止策 有害鳥獣捕獲の申請をはじめ、行政と連携しながら鳥獣被害防止対策に取り組む。